附則第四条第一項中「第二条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則（以下「新厚生年金保険法施行規則」という。）」を「厚生年金保険法施行規則」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「新厚生年金保険法施行規則」を「厚生年金保険法施行規則」に改める。

附則第五条第一項、第六条第一項及び第七条中「新厚生年金保険法施行規則」を「厚生年金保険法施行規則」に改める。

**第八条**　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項第一号中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。附則第六条第二項第一号において同じ。）」に改める。

附則第六条第二項第一号中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

**第九条**　国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項第一号中「第三十条の七第三項」を「（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。）」に改める。

**第十条**　国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則」を「国民年金法施行規則」に改める。

附則第四条中「第二条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則（以下「新厚生年金保険法施行規則」という。）」を「厚生年金保険法施行規則」に改める。

附則第五条中「新厚生年金保険法施行規則」を「厚生年金保険法施行規則」に改める。

**附　則**

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

## ○経済産業省令第六十四号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第五条第三項、第四項及び第五項（同法第九条第四項において準用する場合を含む。）及び第九条第二項及び第三項の規定に基づき、並びに同法第五条第一項及び第九条第一項の規定を実施するため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月一日　経済産業大臣　宮沢　洋一

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令の一部を改正する省令

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令（平成五年通商産業省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を削る。

第三条第一項中「法」を「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）」に、「様式第四」を「様式第一」に、「三通」を「二通」に改め、同条を第一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（輸出移動書類等の汚損等の届出及び再交付の申請）

**第二条**　法第五条第三項又は法第九条第二項の規定による届出は、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出してしなければならない。この場合において、輸出移動書類又は輸入移動書類（以下「輸出移動書類等」という。）が汚損されたために届け出るときは、当該輸出移動書類等を届出書に添付しなければならない。

2　法第五条第三項又は第九条第二項の規定による申請は、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

（紛失した輸出移動書類等の回復の届出）

**第三条**　法第五条第四項又は第九条第三項の規定による届出は、様式第四による届出書に、回復した輸出移動書類等を添付し、経済産業大臣に提出してしなければならない。

第四条第一項中「三通」を「二通」に、「二通」を「各一通」に改め、同条第二項中「に第一項」を「に前項」に改め、「一の写し」を削る。

様式第一から様式第五までを次のように改める。

**様式第1**（第1条関係）

# 輸出移動書類交付申請書

経済産業大臣殿

| ※交付番号 | |
|---|---|
| ※交付年月日 | |

申請年月日＿＿＿＿＿＿

申請者
記名押印
又は署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次の輸出の承認に係る特定有害廃棄物等について、輸出移動書類の交付を受けたいので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令第1条第1項の規定により、別紙を添えて申請します。

なお、本輸出移動書類交付申請の内容は、当該特定有害廃棄物等の輸出承認を受けた内容と相違ありません。

輸出承認番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　輸出承認の日付＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　交付又は不交付
この輸出移動書類交付申請は、輸出の承認の内容と一致［する／しない］ため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第5条第1項の規定により輸出移動書類を交付［する。／しない。］

経済産業大臣の記名押印

日　付＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資　格＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記名押印＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入上の注意事項

1．※印の欄は、記入しないでください。
2．用紙の大きさは日本工業規格A4とします。
3．別紙は、英語表記のみでも可とします。